

給水装置工事主任技術者免状の交付等に係る標準処理期間について

(1)給水装置工事主任技術者免状の交付に係る標準処理期間について

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の5第1項の給水装置工事主任技術者免状の交付に関する申請に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準処理期間は、2月とする。

(2)給水装置工事主任技術者免状の書換え交付又は再交付に係る標準処理期間について

水道法第25条の5第4項の給水装置工事主任技術者免状の書換え交付又は再交付に関する申請に係る行政手続法第6条の規定による標準処理期間は、1月とする。